



島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第46号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（林 業 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

- (1) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従って特定植栽事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間を定めることとした。（第6条関係）
- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正等に伴い、東日本大震災により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について損害を受けたこと又は売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長等から受けたものであって、原子力災害による影響を受けているものが貸付金の貸付けを受ける場合における償還期間等の特例に係る規定の整備（第6条の2関係）
- (3) 令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第7条関係）
- (4) 貸付金債権を保全するための担保及び連帯保証人に係る規定の整備（第9条関係）
- (5) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号・様式第5号・様式第6号関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第67号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が、同法第16条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

第6条の2中「災害をいう。以下同じ」を「災害（以下この条において「原子力災害」という。）をいう。以下この条において同じ」に改め、「受けたもの」の次に「であって、原子力災害による影響を受けているもの」を加え、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第7条第3項中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

第9条の見出し並びに同条第1項及び第4項中「又は連帯保証人」を「及び連帯保証人」に改める。

様式第1号中「㊸」を削る。

「

氏	名	印

」を「

氏	名

」に改める。

様式第5号裏面中「し、各人の確認印を押印」を削る。

様式第6号中「㊸」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。